

2025年1月6日

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社 : 会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社 : 会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第201条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社)

東京都品川区大崎二丁目1番1号
住友重機械工業株式会社
代表取締役 下村真司

(吸収分割会社)

東京都西東京市谷戸町二丁目1番1号
住重特機サービス株式会社
代表取締役 田中英明

住友重機械工業株式会社及び住重特機サービス株式会社は、2025年1月1日効力発生日として防衛装備品及び海上保安用装備品の製造、修理、保全及び販売並びに在庫物品の管理、輸送及び梱包に関する受託業務に関する事業を住友重機械工業株式会社が承継する旨の吸収分割(以下「本吸収分割」)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条に基づく開示事項は、以下の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号及び第201条第1号)

2025年1月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみのため、会社法第784条の2の規定に基づき、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみのため、会社法第785条の規定による手続を実施していません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年11月14日付官報及び個別の催告書により本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号及び第201条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条の2ただし書の規定に基づき、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2024年11月14日付で官報公告及び電子公告を行いました。

所定の期間内に反対の意思の通知をした株主が有する議決権の数は147個でありました。会社法施行規則第197条に定める株式の数は199,766個であるため、会社法796条第3項により株主総会の承認を得なければならない場合には該当しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号及び第201条第4号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2025年1月1日をもって、本件吸収分割契約の別紙「承継権利義務明細表」に記載された分割会社が営む防衛装備品及び海上保安用装備品の製造、修理、保全及び販売並びに在庫物品の管理、輸送及び梱包に関する受託業務に関する事業に関して有する権利義務を承継いたしました。なお、本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した資産の額は金1,862百万円（概算値）、負債の額は金3,355百万円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号及び第201条第5号）

2025年1月6日付で本吸収分割による変更登記申請を行いました。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号及び第201条第6号）

該当事項はありません。

以上